

第14回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

法令及び当社定款第17条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ホームページ (<https://ksj.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

ナレッジスイート株式会社

【目次】

当社第14回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

<事業報告>

主要な事業内容	1
主要な営業所及び工場	1
使用人の状況	1
主要な借入先の状況	2
その他企業集団の現況に関する重要な事項	2
会社の株式に関する事項	3
新株予約権に関する事項	4
会社役員に関する事項	6
会計監査人に関する事項	8
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	9
会社の支配に関する基本方針	12
剰余金の配当等の決定に関する方針	12

<連結計算書類>

連結持分変動計算書	13
連結注記表	14

<計算書類>

株主資本等変動計算書	25
個別注記表	26

1. 主要な事業内容（2020年9月30日現在）

事業区分	事業内容
クラウドソリューション事業	クラウドサービスに係る開発、販売、サポート、導入コンサルティング、クラウドインテグレーション、WEBマーケティング支援
システムエンジニアリング事業	システムエンジニアリングサービスの提供 ITエンジニアの派遣

2. 主要な営業所及び工場（2020年9月30日現在）

(1) 当社

本社	東京都港区
DXセンター	東京都港区
関西営業所	大阪府大阪市
九州営業所	福岡県福岡市

(2) 子会社

株式会社アーキテクトコア	本社（東京都港区）
--------------	-----------

3. 使用人の状況（2020年9月30日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
クラウドソリューション事業	87 (4) 名	31 (-)
システムエンジニアリング事業	74 (9) 名	10 (△2)
全社（共通）	7 (0) 名	△3 (-)
合計	168(13)名	38 (△2)

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パート及び人材会社からの派遣社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属している者であります。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて、38名増加しましたのは、主に営業人員の増加のためであります。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
94 (4) 名	28 (0) 名増	33.8歳	3.6年

(注) 使用人数は就業人数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パート及び人材会社からの派遣社員)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

4. 主要な借入先の状況 (2020年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	363,050千円
株式会社三菱UFJ銀行	200,016千円
株式会社りそな銀行	174,600千円

(注) 当社は、取引金融機関との当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、以下のとおりであります。

契約の総額	100,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引未実行残高	-千円

5. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項ありません。

6. 会社の株式に関する事項 (2020年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 17,099,200株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 5,105,200株

(注) 1. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行により、発行済株式の総数は31,200株増加しております。

2. ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は38,000株増加しております。

(3) 株主数 1,928名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
稲 葉 雄 一	1,401,000株	27.44%
NOMURA PB NOMINEES T K 1 L I M I T E D	1,008,600株	19.75%
スターティアホールディングス株式会社	238,100株	4.66%
柳 沢 貴 志	210,000株	4.11%
岡 原 達 也	196,000株	3.83%
飯 岡 晃 樹	185,600株	3.63%
NPBN-SHOKORO LIMITED	169,500株	3.32%
ジェイズ・コミュニケーション株式会社	103,300株	2.02%
株 式 会 社 エ イ ジ ア	103,000株	2.01%
稲 葉 貴 美 子	90,000株	1.76%

(注) 1. 発行済株式の総数には自己株式143株が含まれております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項ありません。

7. 新株予約権に関する事項

(1) 当事業年度末において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 (2020年9月30日現在)

			第5回新株予約権
発行決議日			2014年9月22日
新株予約権の数			81個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 32,400株 (注) 1 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権1個当たり 120,000円 (1株当たり300円) (注) 1
権利行使期間			2016年8月7日から 2024年8月6日まで
行使の条件			(注) 2
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名
		社外取締役	(該当なし)
	取締役 (監査等委員)		(該当なし)

		第6回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日		2015年6月23日	2017年5月17日
新株予約権の数		29個	110個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 11,600株(注)1 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 44,000株(注)1 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは 要しない	新株予約権と引換えに払込みは 要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 120,000円 (1株当たり300円)(注)1	新株予約権1個当たり 130,000円 (1株当たり325円)(注)1
権利行使期間		2016年8月7日から 2024年8月6日まで	2017年5月18日から 2027年5月17日まで
行使の条件		(注)2	(注)2
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 3名
		社外取締役	(該当なし)
	取締役 (監査等委員)	(該当なし)	(該当なし)

(注) 1. 2017年10月5日付で普通株式1株につき200株の株式分割、及び2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。上表は分割後の株式数及び行使価額に換算して記載しております。

2. 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。なお、本新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人は本新株予約権を行使できないものとする。
- ② 割当日現在、当社取締役、監査役及び従業員並びに社外コンサルタント、外部協力者、その他これに準じる者であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員並びに社外コンサルタント、外部協力者、その他これに準じる者であることを要する。
- ③ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

8. 会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

これに基づき、当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(2) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

取締役（監査等委員）伊香賀照宏氏は、税理士法人ファーサイトの代表社員であります。また、同氏は株式会社MUGENUPの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）古川征且氏は、スターティアレイズ株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先とはクラウドサービス販売に関する販売パートナーの関係があります。

取締役（監査等委員）三浦謙吾氏は、銀座高岡法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役 (監査等委員)	伊香賀 照 宏	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、監査等委員会13回すべてに出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の会計分野について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	古 川 征 且	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、監査等委員会13回すべてに出席いたしました。主に長年にわたるIT業界の豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	和 田 信 雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。豊富な事業部門責任者及び経営者の見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、当社の内部統制システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	三 浦 謙 吾	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、監査等委員会13回すべてに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

9. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

IFRS導入に関する指導・助言業務。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人を交代することにより、当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

10. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を多年度にわたる持続的取り組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行っております。

当事業年度におきましては、当社の内部統制システムの整備・運用状況を当社の内部監査担当がモニタリングし、改善を行いました。また、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対してコンプライアンスに対する意識の向上を図るため、社内研修及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための教育を実施いたしました。

内部監査担当と監査等委員会は、監査の有効性を高めるため、四半期及び期末決算期において十分な意見交換を行い、適宜互いの監査内容の報告をするなど積極的な連携に努めました。

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下の体制を整備しております。

(1) 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行に関する法令等の適合性について、当社の内部監査、監査等委員会監査等の実施により確認し、必要に応じて是正措置を講じております。
- ② 当社は、当社グループにおける企業倫理、法令遵守の推進及び徹底のため、当社グループの役職員が遵守すべき行動規範として「コンプライアンス規程」を制定しております。
- ③ 当社グループの法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実の社内報告体制については、「グループ会社管理規程」及びその他の当社社内規程に従い、その運用を行っております。
- ④ 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループの役職員に内部通報制度を周知させるとともに通報者の匿名性を最大限確保し、経営陣から独立した窓口を設け、内部通報制度の実効性を高めております。

(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書等で記録し、保存期間を定め適切に保存、管理しております。
- ② 取締役は、これらの文書を常時閲覧することが可能となっております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、サービスの品質と安全性の確保を最優先に、お客様、取引先、株主・投資家、地域社会、地球環境等の各ステークホルダー及び役職員の利益を阻害する要因の除去・軽減に努め、事業の継続・安定的発展を確保

していくことをリスクマネジメントの基本方針としております。

- ② 当社の内部監査担当は、当社グループにおける個別のリスクマネジメント上の課題への対策についてその実施状況及び実効性等を監査し、代表取締役社長へ報告しております。

(4) 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 取締役会は原則毎月1回開催するほか必要に応じて機動的に開催し、経営上の重要事項を決議するとともに、各取締役が報告する業務執行の状況を監督しております。また、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の経営上重要な協議事項の審議及び決議を行うとともに、子会社の取締役に対する指導、助言を行っております。
- ② 執行役員制度を採用し、柔軟かつ効率的な業務執行を図っております。
- ③ 取締役会における意思決定を迅速に行い、また業務執行を適時的確に行うために、必要に応じて業務執行取締役及び執行役員で構成される「経営会議」を開催し、経営方針や経営戦略等に関する協議及び意思決定に必要な情報共有を積極的に行っております。
- ④ 取締役を含む業務執行全般の効率的な運営を図るべく、「組織規程」及び「職務権限規程」において業務分掌・職務権限を定め、各職位の責任・権限を明確にし、「取締役会規程」、「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限及び手続を明確にしております。
- ⑤ 事業計画や予算を策定し、全社及び各部署の目標を定め、これに基づき管理しております。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社における情報の共有化、指示の伝達等が効率的に行われる体制を構築するとともに、状況に応じて適切な管理を行っております。
- ② 当社は、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社に対して業務執行状況・財務状況等を定期的に報告させ、重要な意思決定及び事業活動に重要な影響を及ぼす事項について適時適切な報告をさせる体制を整備しております。
- ③ 当社は、「内部監査規程」を定め、内部監査担当は、当社のほか、子会社の業務全般にわたって監査を行い、その結果を当社代表取締役社長及び監査等委員会に報告しております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人及びその使用人の独立性並びにその使用人に対する実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査等委員会補助者」という。）を置くことを求めた場合には、監査等委員会補助者の配置を取締役に要請することを可能としております。

- ② 監査等委員会より監査等委員会の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長などの指揮・命令は受けない体制としております。
- (7) **当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**
- ① 当社は、監査等委員会がその職務を遂行するために必要と判断するときにはいつでも取締役及び使用人に報告を要請することを可能としております。
- ② 当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに監査等委員会に報告することとしております。
- ③ 内部監査担当は、内部監査の計画及び結果を監査等委員会に報告しております。
- ④ 当社は、監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止しております。
- (8) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制**
- ① 監査等委員会は、代表取締役社長との意見交換会の開催や重要な会議への出席により、経営方針、経営課題に関する事項等について意思の疎通を図り、効果的な監査業務の遂行を図っております。
- ② 監査等委員会は、内部監査担当、会計監査人との連携を図り、監査の重点項目や監査結果等について情報の共有に努め、監査業務の実効性、効率性を高めております。
- ③ 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができるとしております。
- (9) **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**
- ① 当社は、当社グループに適用する「反社会的勢力対策規程」を制定し、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力及びこれに類する団体とは取引先も含めて一切の関係をもち、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、外部専門機関等と連携し、毅然とした姿勢で対応することとしております。
- ② 当社は、「反社会的勢力対策規程」に基づき、顧問弁護士及び関係行政機関との連携を密にし、グループ内の情報展開を行っております。
- (10) **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- ① 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、各種社内諸規程の整備や業務プロセスの整備を行い、内部統制システムの構築に取り組んでおります。
- ② 監査等委員会は、内部統制報告書を監査し、取締役は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図っております。

(11) ITへの対応

- ① ITへの投資は、各部門からの要望と事業計画を照らして実施計画を立案しております。
- ② 経営者は、システムを利用した業務手続きと手作業による業務手続きの特長を把握し、いずれの統制が合理的かつ有効であるかを検討し、選択しております。

11. 会社の支配に関する基本方針

当社は現時点で、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向を見極めつつ、慎重に検討を進めてまいります。

12. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、設立より財務体質及び競争力の強化を経営の重要課題として位置付けており、内部留保の充実を図り、事業により生み出されたキャッシュ・フローを事業拡大のための投資に優先して振り向けることが、企業価値の向上を通じて株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。

このような考えのもと、当社は設立以来、配当を実施しておりませんが、株主への配当による利益還元も重要課題であると認識しており、将来的には、各事業年度の経営成績及び事業計画等を総合的に勘案し、株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当の実施及びその実施時期については、未定であります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、事業の効率化及び継続的な事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

なお、当社の剰余金の配当につきましては、会社法第459条第1項各号に定める事項について法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。また、期末配当の基準日は、毎年9月30日、中間配当は、毎年3月31日を基準日としております。

連結持分変動計算書

(2019年10月1日から2020年9月30日まで)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分					合計	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本 の構成要素		
2019年10月1日残高	664,174	652,558	△335,888	△192	△438	980,213	980,213
当期利益			△6,504			△6,504	△6,504
その他の包括利益					7,413	7,413	7,413
当期包括利益合計			△6,504		7,413	909	909
新株の発行	4,250	4,250				8,500	8,500
株式報酬取引	12,682	△9,214				3,468	3,468
利益剰余金への振替			4,290	-	△4,290	-	-
所有者との取引額等合計	16,932	△4,964	4,290	-	△4,290	11,968	11,968
2020年9月30日残高	681,106	647,594	△338,102	△192	2,685	993,091	993,091

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSにより求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社は、株式会社アーキテクトコアであります。

3. 会計方針に関する事項

(1) 企業結合

当社グループは、取得法に基づき企業結合の会計処理をしております。

取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定しております。企業結合に関連して発生する取引費用は発生時に費用処理しております。

取得対価が、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の取得日における公正価値の正味の金額を超過する場合はのれんとして認識しております。

企業結合が生じた期間の末日までに企業結合の当初の会計処理が完了しない場合は、暫定的な金額で会計処理を行っております。取得日から1年以内の測定期間において取得日時点に存在した事実及び状況に関する新しい情報を入手した場合、暫定的な金額を遡及修正しております。

(2) 外貨換算

当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としております。

機能通貨以外の通貨での取引は、取引日の為替レート又はそれに近似するレートで機能通貨に換算しております。

(3) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産を当該金融資産の契約当事者となった時点で当初認識しております。

当初認識時において、すべての金融資産は公正価値で測定しておりますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されない場合は、当該公正価値に金融資産の取得に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産の取引費用は、純損益に認識しております。

(ii) 分類及び事後測定

当社グループは、金融資産を、償却原価で測定する金融資産と、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類し、当初認識時にその分類を決定しています。

当社グループが保有する金融資産のうち、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産については、当初認識後、償却原価で測定しております。

また、償却原価で測定する金融資産以外の金融商品は、公正価値で測定する金融資産に分類しています。公正価値で測定する金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するか、純損益を通じて公正価値で測定するかを指定し、継続的に適用しています。

公正価値で測定する金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しており、純損益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては純損益として認識しています。なお、当該資産からの配当金については、金融収益として認識しています。

(iii) 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産等に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

ただし、営業債権については、簡便的に過去の信用損失及び現在把握している定性的な要因に基づいて、全期間の予想信用損失を認識しております。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は当社グループが金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合に金融資産の認識を中止しております。

② 金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債を当該金融負債の契約当事者となった時点で当初認識しております。

当初認識時において、すべての金融負債は公正価値で測定しておりますが、償却原価で測定される金融負債については、公正価値から直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(ii) 分類及び事後測定

当社グループは、金融負債を、償却原価で測定する金融負債と、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類し、当初認識時にその分類を決定しています。

償却原価で測定される金融負債については、当初認識後、償却原価で測定しております。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、つまり契約上の義務が免責、取消または失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

③ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産と金融負債は、残高を相殺する法的な権利を現在有し、かつ純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有する場合にのみ相殺し、連結財政状態計算書において純額で表示しております。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資より構成されております。

(5) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額とのいずれか低い方の金額により測定しております。

棚卸資産の取得原価は、主として個別法に基づき算定しております。正味実現可能価額は通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

(6) 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、解体・除去及び原状回復費用等の当初見積額及び資産計上すべき借入費用等を含んでおります。

有形固定資産の減価償却費は、以下の見積耐用年数にわたり、主として定額法により計上しております。

- ・建物 8～15年
- ・工具、器具及び備品 3～10年

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かい適用しております。

(7) リース

使用権資産の取得原価は、リース負債の当初測定額に前払リース料等を調整した金額で当初測定を行っております。リース負債はリース期間におけるリース料の割引現在価値で測定しております。当初測定後、リース期間もしくはリース料に変動があった場合は、リース負債の再測定を行い、使用権資産の取得原価及びリース負債の調整を行っております。

使用権資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上し、リース負債は当初測定額及び再測定による調整額からリース料の支払を控除し、利息の調整を行った価額を計上しております。

また、使用権資産の減価償却費は、リース期間にわたり定額法で計上しております。リース負債に係る金利費用は、使用権資産に係る減価償却費と区分して、金融費用に含めております。

ただし、リース期間が12か月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、リース料をリース期間にわたり規則的に費用として認識しております。

リース負債は、リース開始日現在で支払われていないリース料の割引現在価値で当初認識しております。通常、当社グループは、追加借入利率を割引率として用いております。当初認識後は、リース負債に係る金利及び支払われたリース料を反映するよう、実効金利法に基づき帳簿価額を増減しております。

リース料は、リース負債残高に対して一定の利率となるよう金融費用とリース負債の返済部分とに配分しております。

(8) のれん及び無形資産

① のれん

企業結合から生じたのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんの償却は行わず、資金生成単位（又はそのグループ）に配分し、少なくとも年に1回及び減損の兆候がある場合には都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は純損失として認識され、その後の戻し入れは行っておりません。

② その他の無形資産

のれん以外の無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

企業結合により取得し、のれんとは区別して認識された無形資産は、取得日の公正価値で当初認識されております。当初認識後、企業結合により取得した無形資産は、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上されております。

無形資産の償却費は、以下の見積耐用年数にわたり、定額法により計上しております。

- ・ ソフトウェア 5年
- ・ 顧客関連資産 10年

見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かい適用しております。

(9) 非金融資産の減損

非金融資産（棚卸資産、繰延税金資産及び従業員給付に係る資産を除く）については、各報告期間の末日現在ごとに減損の兆候の有無を判定し、減損の兆候が存在する場合には、減損テストを実施しております。のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び報告期間の末日現在で使用可能でない無形資産については、毎期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

減損テストの結果、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に減損損失を認識しております。

減損テストにおいて個別にテストされない資産は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・イン・フローから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生成する最小の資金生成単位としております。資産又は資金生成単位の回収可能価額は使用価値と処分費用控除後の公正価値のいずれか高い金額としております。使用価値は、資産又は資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引くことにより算定しております。

のれんを含む資金生成単位の減損損失の認識については、まず、その資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に当該資金生成単位内の各資産の帳簿価額に基づき比例按分しております。

(10) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために、経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に引当金を認識しております。

貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、引当金額は将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引いて測定しております。

(11) 従業員給付

短期従業員給付は、割引計算は行わず、勤務が提供された時点の費用として認識しております。

賞与及び有給休暇費用については、過去の従業員の勤務に基づき、支払いを行う法的又は推定的債務を有しており、かつ、当該債務について信頼性のある見積りが可能な場合に負債として認識しております。

(12) 資本

普通株式は発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、普通株式の発行に係る費用は資本剰余金から控除しております。

自己株式は、取得原価で認識し、資本の控除項目としております。なお、自己株式を売却した場合は、売却時の帳簿価額と対価との差額は資本剰余金として認識しております。

(13) 株式報酬

当社グループにおいて、役員及び従業員に対するインセンティブ制度としてストックオプション制度を導入しております。株式報酬の付与日における公正価値は、付与日から権利が確定するまでの期間にわたり費用として認識し、同額をその他の資本の構成要素の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮して算定しております。

(14) 収益認識

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」に基づく金融収益を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に又は充足するにつれて収益を認識する

(15) 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本又はその他の包括利益に認識する項目を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、報告期間の末日までに制定又は実質的に制定されているものであります。また、法人所得税の不確実な税務ポジションについて、税法上の解釈に基づき税務ポジションが発生する可能性が高い場合には、合理的な見積額を資産又は負債として認識しております。

繰延税金は、報告期間の末日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と、関連する税務基準額との差額である一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して、それらを回収できる課税所得が生じる可能性が高い範囲において認識し、繰延税金負債は、原則として全ての将来加算一時差異について認識しております。なお、繰延税金資産は毎期見直され、税務便益の実現が見込めないと判断される部分については減額しております。

なお、以下の一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を認識しておりません。

- ・ のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・ 会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引（企業結合取引を除く）によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・ 子会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合
- ・ 子会社に対する投資に係る将来減算一時差異のうち、当該一時差異から便益を利用するのに十分な課税所得が稼得される可能性が高くない場合、又は予測可能な将来に当該一時差異が解消する可能性が高くない場合

繰延税金資産及び繰延税金負債は、報告期間の末日において制定又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、当該資産が実現する又は負債が決済する期間に適用されると予想される税率によって算定しております。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法的強制力のある権利を有し、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しております。

(16) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

4. 表示方法の変更

該当事項はありません。

連結財政状態計算書に関する注記

- (1) 資産から直接控除した貸倒引当金
営業債権及びその他の債権 2,327千円
- (2) 有形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額 64,987千円

連結持分変動計算書に関する注記

- 1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び数
普通株式 5,105,200株
- 2. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額
該当事項はありません。
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。
- 3. 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 88,000株

金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、資金運用については預金及び上場有価証券の取得等に限定し、また、資金調達については必要な資金を銀行借入により調達しております。なお、当社グループはデリバティブ取引を行っておりません。
 - (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
敷金及び保証金は、賃貸借契約に基づくものであり、契約先の信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。
借入金は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、そのうち変動金利の借入金は、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスクの管理

当社は販売管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先について定期的にモニタリング等を行い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(ii) 市場リスクの管理

当社は、資金運用を預金及び上場有価証券の取得等に限定することにより、市場リスクを回避しております。

しかしながら、資本提携等により投資有価証券等を保有する場合には、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直してまいります。

(iii) 流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要素を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変更することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における金融資産及び金融負債の公正価値は帳簿価額と極めて近似しております。

金融商品の公正価値の算定方法は、次のとおりです。

資産

① 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は全て短期で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 売掛金

売掛金はおおむね短期で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

投資有価証券のうち、取引所に上場されている銘柄は、当該取引相場価格によっております。取引価格がないものは当該投資先の将来の収益性等の見通し及び対象銘柄における純資産価額等のインプット情報を総合的に考慮し、割引キャッシュ・フロー法等を用いて公正価値を測定しております。

④ 敷金及び保証金

敷金及び保証金はオフィスの敷金であり、公正価値は残存期間に対応する国債の利回りに信用リスクを加味したレートに基づき、割引前キャッシュ・フロー法を用いて測定しております。

負債

① 買掛金及び未払金

買掛金及び未払金はおおむね短期で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 短期借入金

短期借入金は全て短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 長期借入金

長期借入金のうち変動金利のものについては、適用される金利が市場での利率変動を即座に反映するため、また信用リスクに関しては金利に関する取引条件に変更がなく、公正価値は帳簿価額に近似しております。長期借入金のうち固定金利のものについては、借入利率と元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率に重要な相違がないため、公正価値は帳簿価額に近似しております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|---------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 194円53銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期損失 | 1円28銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項ありません。

その他の注記

該当事項ありません。

株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	664,174	654,274	654,274	△323,147	△323,147	△192	995,107
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	4,250	4,250	4,250				8,500
当 期 純 損 失				△38,143	△38,143		△38,143
株 式 報 酬 取 引	12,682	12,682	12,682				25,364
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	16,932	16,932	16,932	△38,143	△38,143	-	△4,279
当 期 末 残 高	681,106	671,206	671,206	△361,291	△361,291	△192	990,829

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△438	△438	994,669
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			8,500
当 期 純 損 失			△38,143
株 式 報 酬 取 引			25,364
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	438	438	438
当 期 変 動 額 合 計	438	438	△3,841
当 期 末 残 高	-	-	990,829

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

工具器具備品 3年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

従来、主として定率法を採用しておりましたが、IFRS移行を契機として、有形固定資産の使用状況等を調査した結果、当社の有形固定資産は、今後も耐用年数にわたり安定的な稼働が見込まれることから耐用年数にわたり均等額の費用が計上される定額法に変更することが、経済的実態をより適切に反映する合理的な方法であると判断したため、当事業年度より定額法に変更しております。

この変更により、従来の方と比べて、当事業年度の売上総利益、営業利損失、経常損失及び税引前当期純損失への影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	64,563千円
----------------	----------

2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く。）

短期金銭債権	17,319千円
短期金銭債務	15,290千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	143株
------	------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	千円
繰延税金資産	
未払事業税	1,321 //
貸倒引当金	186 //
賞与引当金	4,776 //
未払賞与	1,315 //
資産除去債務	11,133 //
株式報酬費用	1,062 //
繰越欠損金	129,548 //
その他	4,747 //
繰延税金資産小計	154,091 //
評価性引当額	△140,985 //
繰延税金資産合計	13,105 //
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	9,718 //
繰延税金負債合計	9,718 //
繰延税金資産の純額	3,387 //

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 関連会社等

(単位：千円)

属性	会社の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事実上の関係				
子会社	(株)アークテクノ	(所有) 直接 100%	あり	経営管理	経営指導料の受取	84,000	未収入金	7,700

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

経営指導料については、経営活動全般に関する指導、助言に対する対価として業務の内容を勘案し決定しております。

2. 取引金額は消費税等抜きの金額です。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	194円08銭
1株当たり当期純損失	7円50銭

(その他の注記)

該当事項ありません。